第1回伊賀市食育推進計画策定会議での委員からの主な指摘点について

No.	指摘箇所	指摘点	報告事項および修正内容【事務局案】
1	①食育推進計画の概要		
	(2) 基本理念	①基本理念について各委員は一旦持ち帰り考慮の上、第2回策定会	①第2回策定会議にて、各委員より意見を求める。
		議にて異議等があれば意見をいただき、必要に応じて内容の追	
		加・修正等を行う方向でお願いしたい。	
2	①食育推進計画の概要		
	(5)SDGsの理念に踏まえた計画	②第3章における伊賀市の食育推進施策の中で、SDG s の理念に関	②配布資料「第3章」にて、素案を提示
	の推進	する記載を行う際は、SDG s の 17 の目標と 169 のターゲットに沿	
		ったものにしてほしい。	
3	②伊賀市の食に関する状況と課題		
	(3) 食生活に関する状況	③三重県のみのデータでなく、伊賀市のみのデータも記載するべ	③伊賀市のデータなし【三重県伊賀保健所に確認】
	①朝食欠食率(成人)	き。	【理由】
	②野菜摂取量 (成人)		・統計情報は、全市町でなく、調査対象市町をピックアップし、
	③食塩摂取量 (成人)		調査を実施。
	④その他(共食割合、外食・食品購		・伊賀管内のデータは、名張市のデータを利用。
	入時の成分表示を確認する人の		
	割合、食品ロス)		
4	②伊賀市の食に関する状況と課題	④社会福祉協会が取り組む「地域食堂」に関することを課題の一つ	④「食育を推進する体制づくりに向けた課題」の中で追記。
	(4) 食に関する課題	として記載してほしい。	※第3章の中でも、地域食堂の取組について記載する。
		⑤第3章の審議を行う際に、新たな課題が出た場合は追加を行う。	⑤第2回策定会議にて、各委員より意見を求める。
		⑥伊賀市の現状・課題に基づき、食育推進に関する施策を実施する	⑥第3章の中で、食育推進に係る目標値の設定を行う。
		と思うが、その結果について追跡調査を行い、評価を行う必要が	
		ある。	

伊賀市食育推進計画(案)について (食育の推進に関する取組および食育推進体制について)

【計画の構成】

概要	
伊賀市食育推進計画の概要に関する事項	
【内容】	
・計画の趣旨に関すること	
・計画策定における基本理念	
・計画の期間	
・SDGs (持続可能な開発目標) の理念を踏まえた計画の推進	
・計画策定における検討体制に関すること	
伊賀市の食に関する状況と課題	
【内容】	
・伊賀市の人口・健康・食生活に関する状況に関すること	
・上記の状況を踏まえた食に関する課題	
伊賀市での食育に関する取組に関すること	
【内容】	
・家庭における食育の推進	
・学校・保育所等における食育の推進	
・地域における食育の推進	
・生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化	
・デジタル技術を活用した食育の展開を推進	
伊賀市での食育推進体制に関すること	
【内容】	
・多様な関係者の連携・協働の強化	
・積極的な情報提供と市民の意見等の把握	
・計画の進行管理	
資料	
・用語集	
・計画策定に関する活動内容	
・策定会議および庁内検討会議構成員一覧	
・要綱等	
※最終案作成時に、事務局案を提示予定	

伊賀市食育推進計画(案)

2022(令和4)年〇月 伊賀市

目 次

第1章	食育推進計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1
	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
(5)	SDGs (持続可能な開発目標) の理念を踏まえた計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
(6)	検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
	伊賀市の食に関する状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	健康の状況(肥満傾向・痩せ傾向等の現状分析)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	食生活に関する状況(朝食欠食率・野菜摂取量等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)	食に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章	食育を推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
• • •	食育を推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1)		14
(1) (2)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 15
(1) (2) (3) (4)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 15 16 17
(1) (2) (3) (4)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 15 16 17 18
(1) (2) (3) (4)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 15 16 17 18
(1) (2) (3) (4) (5) (6) 第4章	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144 155 166 177 188 199 21
(1) (2) (3) (4) (5) (6) 第 4章 (1)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144 155 166 177 188 199 21
(1) (2) (3) (4) (5) (6) 第4章 (1) (2)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144 155 166 177 188 199 211 211
(1) (2) (3) (4) (5) (6) 第4章 (1) (2)	家庭等における食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144 155 166 177 188 199 211 211

第1章. 食育推進計画の概要

(1)計画の趣旨

①食を取り巻く現状と課題

食は、生きる上での基本であり、健康的な生活を送るうえで最も重要な柱でもあります。

しかし、現代の飽食社会の中、食の中心となる家庭での食スタイルは大きく変化し、多忙な生活の中でジャンクフードやレトルト食品などの普及により手軽に食事をとることができることが重視され、食の大切さに対する意識が希薄化しています。

また、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向など健康に関わる問題、食べ残し等による食資源の浪費、伝統的な食文化の喪失と食糧自給率の低下等の問題が顕在化しており、健康面のみならず地域の農林業・文化面においても市民ひとりひとりの「健全な食生活」の実現が望まれています。

②「食育」をめぐる動き

こうした中、国では平成17年に施行された食育基本法に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的に「食育推進基本計画」が策定され、三重県でも平成19年に「三重県食育推進計画」が策定されています。

本市においても、全ての市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む地域社会を実現するため、行政のみならず、家庭、学校・幼稚園・保育所(園)及び認定こども園等、職場、地域等が中心となって食育の推進に取り組むことが必要です。このため、国・県の計画を踏まえながら地域の特性を活かした「食育推進計画」を策定し、食育に関する取組を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

「食育」とは?

「食育」は、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものです。

(2)基本理念

次に掲げる基本理念に基づき、食育を推進します。

- ①食が市民の心身の健康を保持増進し豊かな人間性を育む基礎であるとともに、日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な行動により支えられていることへの感謝の念や理解を深めること。
- ②全ての市民が健全で充実した食生活を送ることを実現することをめざし、家庭、学校・幼稚園・保育所(園)及び認定こども園等、職場、地域等がともに連携・協働を図りつつ、生涯を通じた食育を推進すること。
- ③食は、子どもの心身の成長と健康維持、人格の形成に多大な影響を及ぼすことから、学校・幼稚園・保育所(園)及び認定こども園等、家庭・地域の場での子どもたちへの食育の推進を積極的に取り組むこと。

- ④地域の特性や伝統的な食文化を生かし、食料生産者と消費者との交流を図りながら地産地消を推進することにより、本市の産業振興と観光の促進、農山村地域の活性化に取り組むこと。
- ⑤健全な食生活を実現するには、食の安全性を確保することが重要であるため、食の安全性に関する 情報はもとより食に関する幅広い情報を提供するよう努めること。

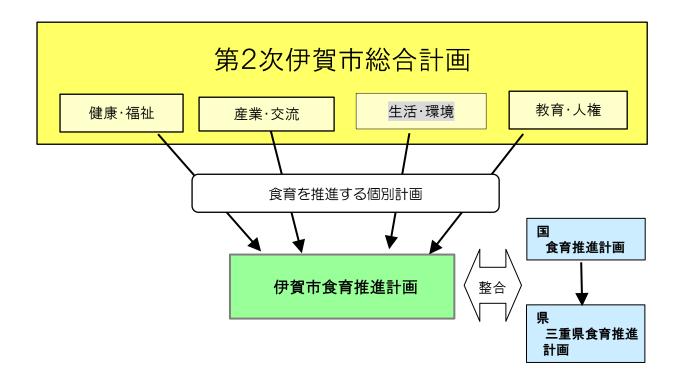
(3)計画の期間

2022(令和4)年度の計画策定日から2025(令和7)年度末までとします。

(4)計画の位置づけ

本計画は、食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画として位置付けられるとともに、国の「第4次食育推進基本計画」、県の「第4次三重県推進計画」との整合性を図りながら、本市における食育のあるべき姿を示し、その実現に向けて必要な取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定します。

また、本市「第2次伊賀市総合計画」の「生涯を通じ、健康に暮らすことができる」「自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする」を推進するための個別計画として位置付けます。



(5) SDGs (持続可能な開発目標) の理念を踏まえた計画の推進

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、2015 (平成27) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016 (平成28) 年から2030 (令和12) 年までの国際目標です。

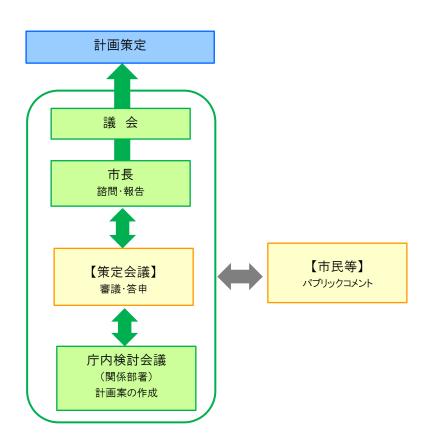
SDGs では「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが揚げられています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という考えは、市民一人ひとりが主体的に食育に取り組み、それを社会全体で支えることをめざす「伊賀市食育推進計画」のめざすべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsの理念を踏まえ、地域や関係団体などと連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会をめざします。

(6)検討体制

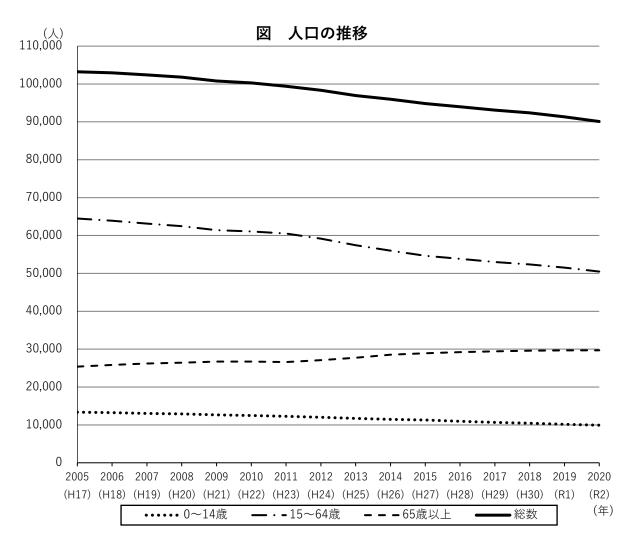
伊賀市では下図に示すように、「伊賀市食育推進計画庁内検討会議」および外部諮問組織として「伊賀市食育推進計画策定会議」を設置し、それらを中心に検討を進めました。



第2章 伊賀市の食に関する状況と課題

(1)人口の状況

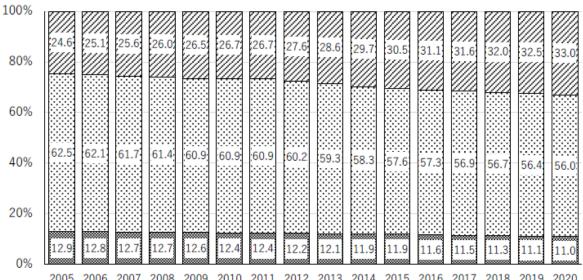
伊賀市の人口は、全国的な人口減少に相まって、加速度的に人口減少が進んでいる状況にあり、2020(令和2)年時点の総人口は、90,097人と、15年間で約13,000人、約13%減少したことになります。この4年間の人口増減をみると、死亡数の増加と出生数の減少により人口の自然減少数は大きくなる一方で、転出者数と転入者数の差は縮まり、2018(平成30)年度には2006(平成18)年度以来の社会増(転入超過)となりましたが、依然人口減少は深刻な状態にあります。また、65歳以上の人口割合は、2005(平成17)年の24.6%から2020(令和2)年の33.0%に増加しており、地域の高齢化は深刻な状態にあります。



	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
15 歳未満	13, 356	12, 478	11, 276	9, 924
15~64 歳	64, 488	61, 080	54, 652	50, 488
65 歳以上	25, 383	26, 730	28, 919	29, 689
65 歳以上の人口 が占める割合(%)	24. 6	26. 7	30. 5	33. 0
総数	103, 227	100, 288	94, 847	90, 097

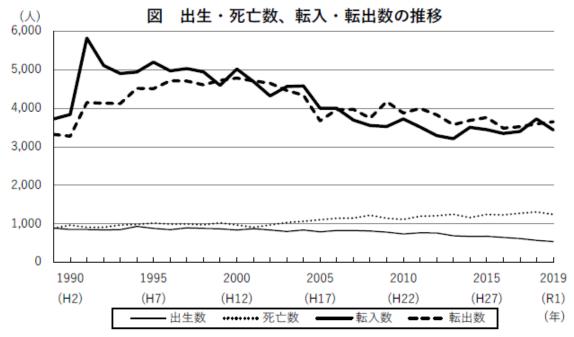
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

図 年齢3区分別割合の推移



2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 (H17) (H18) (H19) (H20) (H21) (H22) (H23) (H24) (H25) (H26) (H27) (H28) (H29) (H30) (R1) (R2)

■ 0~14歳 🖾 15~64歳 🖾 65歳以上

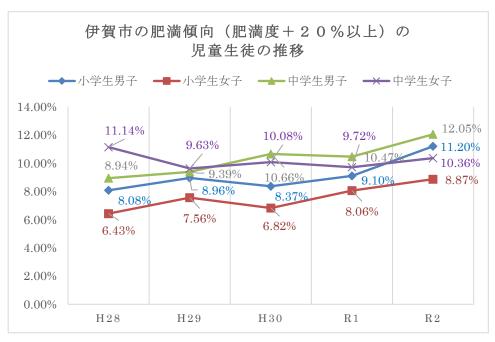


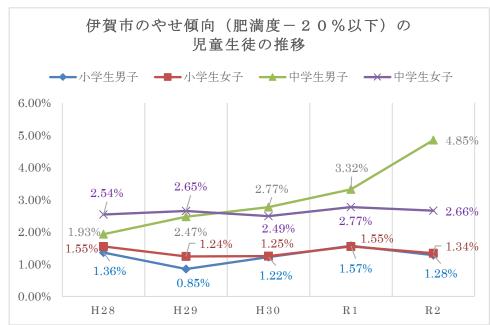
	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2019
	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)	(R1)
出生数	852	883	838	793	735	675	538
死亡数	963	1,019	968	1,106	1,115	1,243	1,243
転入数	3,838	5,199	5,019	4,000	3,723	3,445	3,435
転出数	3,273	4,512	4,783	3,677	3,876	3,761	3,650

資料:三重県統計課「月別人口調査」

(2)健康の状況(肥満傾向・痩せ傾向等の現状分析)

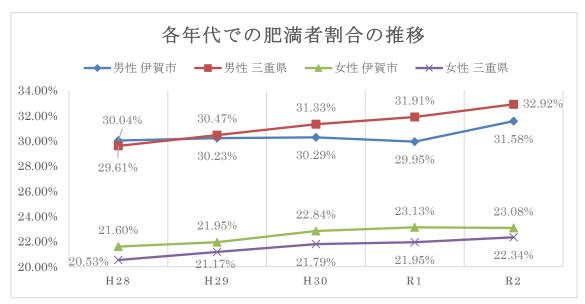
児童生徒の肥満傾向の状況は、変動はあるものの全体的に増加傾向が見られます。特に中学生男子において、令和2年度は12.05%と高い数値になっています。やせ傾向については、小学生男子、女子、中学生女子は減少傾向にあるものの、中学生男子は令和元年度の3.32%から令和2年度は4.85%と大きく増加しています。



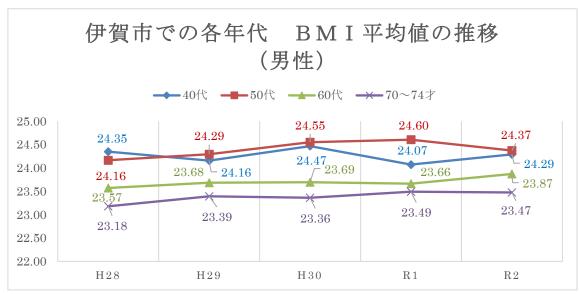


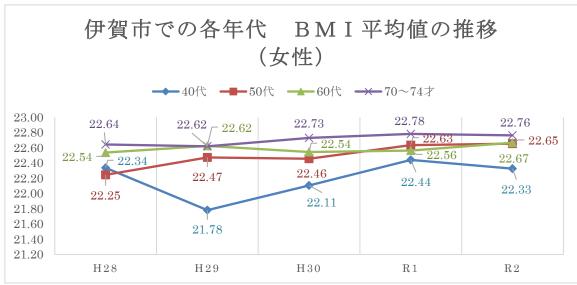
※学校健康状態調査 小学生(6歳~11歳)中学生(12~14歳)の平均値

伊賀市国民健康保険被保険者に対して実施した特定健康診査の結果では、肥満とされるBMI値25.0以上の者の割合が、平成28年に男性は30.04%、女性は21.60%でしたが、令和2年には男性は31.58%、女性は23.08%となっており、男女ともに増加の傾向となっています。



また、年代別では、男性では50歳代、女性では70~74歳の平均値が高くなっています。





※BMI…肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、[体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で求められます。(厚生労働省HPより)

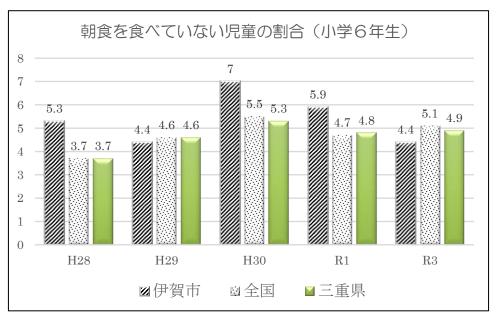
(3) 食生活に関する状況(朝食欠食率・野菜摂取量等)

①朝食欠食率

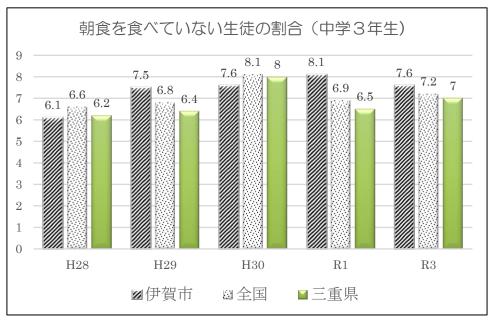
朝食を欠食する本市の児童生徒の割合は、令和3年度の小学6年生は4.4%、中学3年生は7.6%となっています。小学校では生活リズムチェックや「早寝・早起き・朝ごはん」の取組の成果が出ており、平成30年度からは減少傾向が見られます。中学校でも令和元年度より減少傾向が見られます。

今後も、保護者への啓発を行いながら、引き続き取組を継続していくことが必要です。

(単位:%)



(単位:%)

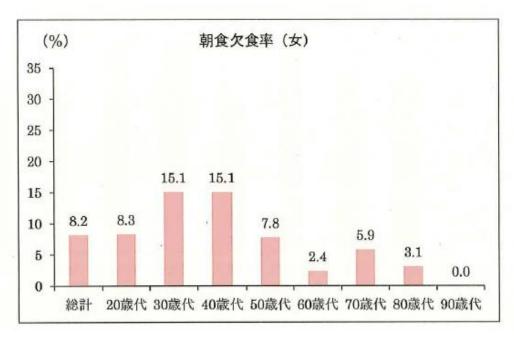


※全国学力・学習状況調査(朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」と回答した割合。) 令和2年度は全国学力・学習状況調査未実施のためデータなし。

「三重県健康・栄養調査 (平成28年度)」によると、成人で朝食を欠食する人の割合は、男性の20歳代、30歳代、40歳代で高く、女性では30歳代、40歳代で高くなっています。 特に男性の30歳代は、3人に1人が朝食を欠食する傾向にあります。



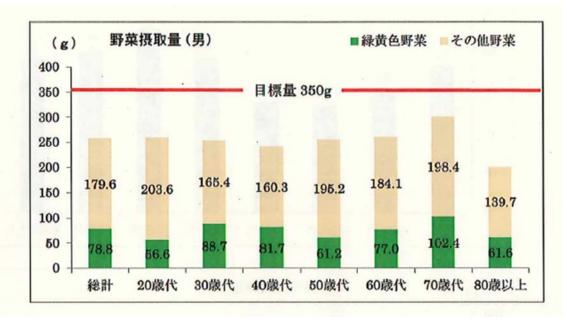
*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)



*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

②野菜摂取量について

野菜摂取量は、すべての年代で目標量に達していません。成人1人1日あたりの平均野菜摂取量は男性258g、女性232gで、特に女性は若い世代ほど低い傾向です。



*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

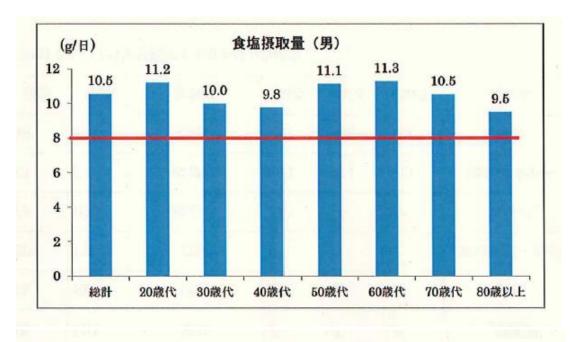


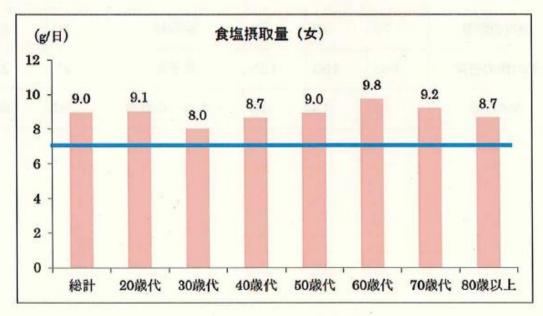
*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

③食塩摂取量について

成人1人1日あたりの平均食塩摂取量は、男性10.5g、女性9.0gです。

成人男性の目標量8.0g未満を達成している人は27.8%、成人女性の目標量7.0g未満を達成している人は29.8%です。





*三重県民の健康・栄養の状況(平成28年度)

健康な食生活の実現のため、簡単に取り組める食事バランスを伝えていく必要があります。

④その他(共食・食の安全・食品ロス)

〇家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食は、食育の原点です。 2016(平成 28)年度の三重県の調査において、1週間で朝食または夕食を8回以上家族と一緒に食べる人の割合は、73.0%となっています。(※ 2018(平成 30)年「『三重の健康づくり基本計画 ヘルシーピープルみえ・21』中間評価報告書」より)

- ○外食や食品を購入するときに成分表示を参考にする人の割合は、2016 (平成28) 年度の三重県の調査において、男性が28.8%、女性が49.8%となっています。(※2018 (平成30) 年「『三重の健康づくり基本計画 ヘルシーピープルみえ・21』中間評価報告書」より)
- ○三重県内の食品廃棄物の量約23.9万トンのうち、食品ロスの量は約8.2万トンと推計されています。そのうち事業系食品ロスは約4.6万トン、家庭系食品ロスは約3.6万トンとなっており、県民一人あたりの食品ロスは年間約45キログラムに相当します。
 - (※食品廃棄物等細組分析調査(2019(令和元)年・三重県)、事業系食品ロス実態調査(2020(令和2)年度・三重県)より)

(4) 食に関する課題

当市の食をめぐる現状等と国・県の食育推進計画における食をめぐる現状分析結果・方向性を踏まえ、今後伊賀市が取り組むべき課題は次のとおりです。

【健康な体づくりに向けた課題】

- ①栄養バランスの取れた規則正しい食生活の実践
 - ・子どもの頃から栄養バランスのとれた規則正しい食習慣を身につけることが大切ですが、 市内の小中学校において朝食を欠食する児童・生徒が見受けられます。
 - ・成人後の若い世代を中心に、朝食の欠食率が高い水準にあるほか、食塩の過剰摂取の傾向にあります。
 - ・地域の高齢化が進む中、高齢者も若い世代と同様に食塩の過剰摂取の傾向にあることや、 孤食による食事の低栄養化が問題となっています。
- ②野菜摂取量を増やす取組の推進

野菜は各種ビタミンやミネラルを含み、健康づくりに大切な食品です。全ての世代において野菜摂取量が少ない傾向にあります。

③食の安全に関する信頼の構築

健全な食生活の実践には、食品の安全性の確保は不可欠ですが、食品表示を始めとした食の安全に配慮する人の割合は少ない傾向にあります。

【食に対する心の育成に関する課題】

- ①食を楽しむ時間と場の確保
 - ・家族等と食卓を囲んでの楽しい食事は、食事作法や食への感謝の心の体得、食に関する学習や実践、食文化の継承にも繋がります。しかし、家庭環境や生活スタイルの変化により、家族等とともに食事を共にする機会が減少する傾向にあります。
 - ・仕事等による日常生活の多忙化から、若い世代を中心に20歳代から50歳代での孤食化が問題視されています。
 - ・あらゆる世代が食を通じて地域の交流を深める場としての役割を持つ「地域食堂」等、民間団体等が行う地域の食育推進に関する取組の重要性が高まっています。
- ②農業体験や交流を通じた食の理解促進

食生活が自然の恩恵のもとに成り立っていることに対する理解と、食べ物と生産・供給する多くの人々に対する感謝の心を育む機会が不足しています。実際に土に触れる機会や生産者と交流する機会も不足しています。

③地域の食文化の継承

栄養バランスに優れ健康的な食事スタイルである日本食を見つめ直し、地域の食文化を次世代に継承していくことが大切です。しかし、市民の食生活が多様化や家庭環境の変化により、 日本食や地域の食文化の存在感は希薄になっています。

【環境への配慮に関する課題】

①食を通じた環境への配慮と啓発

食べ残しの削減や賞味期限間近の食品の購入を促すなど、環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりと環境に配慮した食品の購入等を啓発する取組が行われていますが、食品ロスの発生量は依然高い水準にあります。

②地産地消の推進

地域で生産された農産物を地域で消費することは、新鮮で美味しい食材を得られるだけでなく、輸送において使用される石油資源やエネルギー消費の軽減につながっており、また、地域の農林水産業は生物多様性の保全や水源のかん養など環境を保全する役割を果たしています。 その重要性について如何に市民の理解を深めるかが課題です。

③農林水産業・食品関連事業者における環境への配慮

現在、農林水産業や食品関連事業者において、減農薬・有機農業に対する取組、食品ロスの 削減に向けた取組が進められていますが、農地全体に占める有機農業に取り組む農地面積の割 合は低い水準にあり、食品ロスの発生量は依然高い水準にあります。

【食育を推進する体制づくりに向けた課題】

①食育を推進するための環境づくり

地域の実情に即した食育を推進するため、市・JA・関係団体等がそれぞれの役割を果た

し、連携・協働を図ることが求められています。

②人材の育成と活動の充実

食育推進を行うための人材育成と市や関係団体等が実施する食育推進活動の充実を図り、また学校における食育推進体制の充実を図ることが求められています。

第3章、食育を推進する取組

本計画は先述の5つの基本理念の下、行政と各関係団体等が協働・連携し、市民一人一人が家庭、学校・幼稚園・保育所(園)・認定こども園等、地域等の場において、食育を取り入れられる取組を行います。また、食育を推進することで、SDGsの理念が実現されることを目指します。

(1) 家庭等における食育の推進

伊賀市でこの取組を 推進する部署

保育幼稚園課・こども未来課・健康推進課・学校教育課

家庭は生涯を通して個人の食習慣に大きな影響を与える 最も大切な食育の場です。特に乳幼児期・学童期において、 家庭での食生活は心身の成長を育むとともに、基本的な食習 慣が形成され、望ましい食習慣や知識の習得する場となりま







す。食に関する情報や知識、伝統・文化は家庭を中心に共有され次世代に受け継がれていきます。

家族や友人等と食事を共にすることは、家庭内のコミュニケーションを深めるとともに、子どもの 頃からの食事マナー・挨拶などの食生活に関する基礎について習得するとともに、食の楽しさを実感 することのできる大切な機会です。

家庭での食育を推進していくためには、家族と食卓を囲むことの重要性について啓発し、家族団らんの場などを通して、食事を作る人や生産した人々への感謝の心を育み、伝統・文化を受け継いでいくことが重要です。また日々の生活の中で、食事マナーや健康を保持・増進するための食生活の考え方、正しい生活習慣を身につけることを繰り返し実践し、次世代に伝えつなげていくことも重要です。

①乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成

- ○幼児期から「食」について興味を持ち、親子で「食」の楽しさを学べる取組を推進します。
- ○朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの健やかな生活習慣の形成のため、「早寝早起き朝ごはん」の運動等を学校・幼稚園・保育所(園)及び認定こども園等や地域等の協力を得ながら推進します。
- ○妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現のため、「妊産婦のための食生活指針」等を 活用した栄養指導を行います。
- ○「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療 従事者が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳の完了に至るまで、 支援内容が異なることのないよう一貫した支援を推進します。
- ○乳幼児健康相談や乳幼児健康診査等において、健やかな生活習慣の形成に向けた基本的な生活 や食習慣についての指導を行います。

②在宅時間を活用した食育の推進

- ○子どもが料理をする体験を通じて、望ましい食習慣を学び、食事を楽しむ機会を提供する活動 を進めます。
- ○家族や友人等と食卓を囲み、楽しく食事をし、コミュニケーションを図る「共食」の推進に取り組みます。

○共食や栄養バランス、食文化、食品ロス等、食に関する意識を高める取組を行います。

(2) 学校・幼稚園・保育所(園) 及び認定こども園等における食育の推進

伊賀市でこの取組を 推進する部署

保育幼稚園課・農林振興課・学校教育課

子どもの食生活をめぐる問題が大きくなる中で、学校、幼稚園、保育所(園) 及び認定こども園等は、子どもの食育を進めていく場として大きな役割を担っています。





学校、幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等の関係者は、あらゆる機会を通じて積極的に食育の推進を図り、生涯にわたって心身ともに健やかで豊かな人間性を育む基礎となる食育の推進に努めます。また、子どもたちが食の大切さや楽しみを実感し、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができるよう、家庭や地域と連携し取り組みます。

①学校における食育の推進

- ○各学校では食育担当者を位置付け、校内の食育推進体制を整えるとともに、学習指導要領に 基づき、学校で作成した「食に関する指導の全体計画」「年間計画」により食育を推進します。
- ○給食の時間、家庭科・特別活動はもとより、各教科や総合的な学習の時間等においてもそれぞ れの特質に応じ、学校教育全体を通じて食育を推進するよう努めます。
- ○肥満とやせが心身の健康に及ぼす影響など健康状態の改善に必要な知識を普及するとともに、 食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別相談体制を充実させ ます。
- ○効果的な食育推進を図るため、学校、家庭、地域、関係団体等が連携し、協力した取組を推進 します。
- ○栄養教諭等を中核として、地域の保護者の状況を考慮しながら、各家庭への働きかけや、食に 関する指導の充実に取り組みます。
- ○学校給食の献立表を通じて給食内容を知らせるとともに、給食だより等で、児童生徒の食生活の状況等、食に関する情報を家庭や地域に提供します。
- ○学校給食の献立レシピを伊賀市ホームページ等で公開し、家庭で再現し、家族みんなで食べて もらうことにより、学校給食の話題等を通じて食への関心を高め、より一層の食育推進をめざ します。
- ○食物アレルギーを有する児童生徒に対しては、実態を把握した上で、除去食対応等、安全な学校給食の提供と、個別的な相談指導の両立を実施します。
- ○地場産物を学校給食の食材に活用した「いがスマイル給食」を実施することで、伊賀の自然、 文化、産業等に関する児童生徒の理解を深めるとともに、それらの生産等に携わる人たちへの 感謝の気持ちを育みます。
- ○学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れることで、和食の継承を推進し、地域の食文化への理解を深めます。
- ○食品関連事業者や市町等、食を担う多様な関係者との連携・協力を図り、農林漁業や調理等の体験活動および ICT を活用した学習等を取り入れ、食品ロス削減に向けた取組を含む食育を推進します。

②幼稚園・保育所(園)及び認定こども園等における食育の推進

- ○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、各 幼稚園、保育所(園)及び認定こども園等で作成された食育計画に基づいて食育を推進し ます。
- ○生活とあそびの中で、食に関わる体験を積み重ね食べることを楽しみ食事を楽しみ合う子ども を育みます。
- ○自然の恵みとしての食材や、調理してくれた人への感謝の気持ちを育むよう努めます。
- ○友達と楽しく食べられるよう、和やかな雰囲気づくりを心がけます。
- ○地域の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域 の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進します。
- ○子どもの発育及び発達の過程に応じた食事の提供、食育の実施が行えるよう家庭や地域の協力 を得ながら推進します。
- ○給食献立には、旬の食材を活用し、様々な食材が味わえるようにするとともに、手作りを 心がけます。
- ○保護者との連携を密にし、離乳食やアレルギー対応食など子どもの状況に応じた給食の提供に 努めます。また、給食展示や献立表、食事だより等を通じて食に関する情報提供を行います。

(3)地域における食育の推進

伊賀市でこの取組を 推進する部署

医療福祉政策課・地域包括支援センター・健康推進課・農林振興課

わが国は、世界有数の長寿国であり、さらに平均寿命の伸長が予想され ており、健康寿命の延伸の実現のため、生活習慣病の発症・重症化の予防 や改善に向けて、健全な食生活を実践することが必要です。

また、健全な食生活の実践には、食品の安全性の確保は不可欠であり、 市民自ら食に関する知識と理解を深めるとともに、自分の食生活につい て、適切に判断し、正しく食を選択していくことが必要です。

四季折々の食材に恵まれた我が国は、長い年月をかけて、地域の伝統的





な行事や作法が結びついた食文化を育んできました。しかし、近年の食生活の多様化に伴い、地域の 郷土料理や伝統料理等の食文化が次世代に十分に継承されない傾向が見受けられます。

地域の食材を生かした郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の 食べ方・作法等が地域や次世代に継承されるように、地域と連携を図りながら取組を進めます。

①健康寿命の延伸に向けた取組

- ○ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、 バランスのとれた「日本型食生活」の実践を促進します。
- ○美味しい地域産野菜の利用促進を実施するなど、積極的に野菜摂取を促す取組を行います。
- ○健全な食生活の実践、生活習慣病等の予防及び重篤化の予防、若い世代からの健康づくりに つながる取組等を推進するとともに、これらの取組に連動して食育を推進します。
- ○健康寿命を延伸するため、出前講座や健康相談等で低栄養やフレイル予防に取り組みます。
- ○栄養成分表示の内容を理解し、自分にあった食品を選び上手に活用することが健康な食生活に つながるため、自ら食を選択できるよう情報提供等に努めます。

- ○企業等と連携をとり、生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の 実践に向けた取組を推進します。
- ○地域づくり組織等のさまざまな団体と、多様に連携、協働し、食育活動が活発に展開される ように支援します。

②食の安全・安心確保に向けた取組

- ○食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切に食を選択できるよう、食品の安全性 に関する情報提供を行います。
- ○国・県等と連携を図り、食の安全・安心確保のための情報提供を行います。
- ○食品表示について周知を行うなど、市民が食の安全を考えた適切な選択ができるよう、啓発活動に取り組みます。

③地域での食育活動の推進

○子どもから大人まで幅広い世代のふれあいの場として開催される「地域食堂」等で、食育に関する活動を推進します。

④食文化の普及と継承に向けた食育の推進

- ○料理教室や体験活動等に、郷土食や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承 につなげます。
- ○地域での様々な世代との共食により、各家庭や地域に受け継がれた料理や行事食、作法、食事のマナー等の食習慣が次世代へと受け継がれていくよう取組を推進します。

(4) 生産者と消費者の交流促進・環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

伊賀市でこの取組を 推進する部署

市民生活課・廃棄物対策課・農林振興課

農林業体験は、自然と向き合いながら仕事をする農林業者が生産現場に消費者を招き、一連の作業等の体験機会を提供することにより、自然の恩恵を感じ、食に関わる人々の活動の重要性を認識する場となります。地域農産物に対する理解の向上や、健全な食生活への意識の向上につながります。

また、地産地消の推進は、直売店や量販店での地場産物の販売、学校の給食、食品加工業での伊賀の農産物の利用等により、消費者は身近な場所で作られた新鮮な地場産物を入手で











きるだけでなく、他地域からの食品の輸送・保存に伴う化石燃料の消費によるCO²の排出が少なくなることで、環境への負荷が小さくなります。また、消費者が地場産物を使った料理や地域の伝統料理に触れる機会になります。

食品ロスは、食品製造業者、卸売業、小売業、飲食店、家庭などで、常に発生しています。

特に家庭から発生する食品ロス量は、全体の約半数を占めており、家庭での食品ロスの削減に取り 組むことは、生ごみ発生の抑制につながるだけでなく、余分な食品購入を抑えることで家計にとって も大きなメリットとなります。生ごみの減量化・資源化の促進及び食品ロス削減に向けた啓発活動等 の取組の充実を図り、市民の環境に配慮した行動につなげます。

①農業体験や地産地消の推進

- ○地域で生産された農産物やその生産活動等を広報紙、インターネット等を活用し紹介します。
- ○地域の農産物や加工品の即売会、マルシェ等のイベント開催の支援と情報発信を行い、 生産者と消費者との交流の機会を図ります。
- ○食品関連事業者等は、消費者と接点を有していることから、食品関連事業者等が行う健康 に配慮した商品やメニューの提供、食に関する情報や知識の提供といった活動の取組を支援 します。
- ○魅力的な伊賀ブランドの物産品を広く消費者に紹介します。
- ○市内産農産物直売所と販売農家を支援し、市民へ地場産物を提供します。また、農産物直売 所等の情報を、直売所マップや広報誌、インターネット等を活用し紹介します。
- ○伊賀米、伊賀牛等、地域の品質の高い地場産物の市内での消費を促進します。
- ○地域の農産物の生産から加工、販売まで行う6次産業化の取組を支援します。
- ○学校給食等に地場産物を積極的に使用します。
- ○地域の農産物の情報や調理方法などを発信し、地場産物の消費につなげます。
- ○消費者や子どもたちが直接農作業を体験する場として、農業公園等の既存施設の活用を推進 します。

②持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進

- ○食品の無駄や廃棄の少ない消費行動ができる消費者育成を行うため、環境に配慮した食生活の 実践を推進します。
- ○安全・安心な農産物を消費者の元に届けるため、顔の見える農産物の提供体制、有機農業や環境保全型農業を推進し、安全・安心な農産物の生産及び提供を推進します。

③食品ロス削減をめざした取組

- ○イベントや環境学習等により、食品ロス削減の推進・啓発を行います。
- ○小売店や飲食店等に対し、食品ロス削減の協力依頼を行います。

(5) デジタル技術を活用した食育の展開を推進

伊賀市でこの取組を 推進する部署

食育推進に係る担当部署全て

市民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、デジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められています。新たな日常においても食育を着実に実施するとともに、より多くの市民が主体的かつ効果的に食育を実践できるよう、ICT (インフォメーション・アンド・コミュニケーションズ・テクノロジー)等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進することが重要です。

○デジタル技術の活用による社会の変革が一層進展する中で、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)の活用やウェブ上でのイベント開催及び動画配信、オンライン等を活用した食育の展開などを推進します。

(6)目標値の設定

目標	策定時の現状	目標値
①食育に関心を持っている人の割合	令和2年度 83.2% ※国食育推進基 本計画より	今和 7 年度 90%
②朝食を食べていない児童生徒の割合	平川四より	
「全国学力・学習現状調査」朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない	」と回答した割っ	
小学6年生	4.4% ※令和3年度	0%
中学3年生	7.0% ※令和3年度	0%
③20 歳代以上の方で、朝食を食べていない人の割合	21.5% ※国食育推進基 本計画「若い世 代の割合」より	15%以下
④児童生徒の肥満傾向時の割合 【学校健康状態調査】肥満度+20%以上の児童数の割合	10.62%	8.5%
⑤40歳以上の肥満者の割合 ※伊賀市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康検査 25%以上の人の割合	直を受診しBM I	が
男性	31. 78%	減少
女性	23. 21%	減少
⑥特定健康診査受診率 (国民健康保険) 【データヘルス計画】 伊賀市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康 検査を受診した割合	40.3%	60%
⑦生活習慣病の予防や改善のため、ふだんから適正な体重維持や減 塩に気を付けた食生活を実践する人の割合	64.2% ※三重県食育 推進計画より	75%
⑧学校給食に伊賀産食材を使用する割合【学校給食における地場産物活用状況調査】食材数ベース	30%	33%
⑨学校給食で地域に伝わる郷土料理や行事食、地域の食材を活かした献立を提供する回数	年間 27 回	年間 33 回
⑩保育園等において、規則正しい生活リズム(早寝 早起き あさ ごはん)を心がけて生活している保護者の割合	90% ※柘植保育所で の調査結果	100%
⑪毎日、野菜を食べる人の割合	【参考】 1日当たりの 野菜摂取量 280.5g ※国食育推進基本計画より	100%
⑫主食・主菜・副菜がそろった食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	40.4% ※三重県食育 推進計画より	55%
⑬朝食又は夕食を家族と一緒に食事をとる回数 (※家族と同居している方)	週 9.6 回 ※国食育推進基 本計画より	週 11 回 以上

目標	策定時の現状 令和2年度	目標値 令和7年度
④食の安全に関心のある人の割合	【参考】 食品ので基準 的な知識斯する国民の割っ 75.2% ※国食育推進基本計画より	80%
⑤食品表示を見て食品を購入する人の割合	(男性) 25.2% (女性) 49.7% ※三重の健康づ くり基本計画 中間評価報告書 H28 現状値より	60%
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76.5% ※国食育推進基 本計画より	80%
①「生涯を通じ、健康に暮らすことができる」ことについて、現状 に満足している市民の割合 【伊賀市まちづくりアンケート(市民意識調査)】	61.9%	増加
®生活習慣を見直し、改善するよう努めている市民の割合 【伊賀市まちづくりアンケート(市民意識調査)】	50.9%	増加
⑨「自然と共存し、人と人がつながる農業を元気にする」ことについて、現状に満足している市民の割合【伊賀市まちづくりアンケート(市民意識調査)】	64.7%	70%
⑩地元農産物に親しみを持ち、地元で消費する地産地消に取組んでいる市民の割合 【伊賀市まちづくりアンケート(市民意識調査)】	70.3%	75%
②月に1回以上地域の家庭料理や郷土料理、伝統料理を食べている 人の割合	44.6% ※国食育推進基 本計画より	50%以上
②農業体験の場として、市内の既存農業体験施設を活用する (※伊賀市民の伊賀市農業公園の利用契約数の増加)	75 区画 ※現行の 全契約数 98/246 区画	83 区画

※太字:国・県の食育推進計画の数値目標より設定

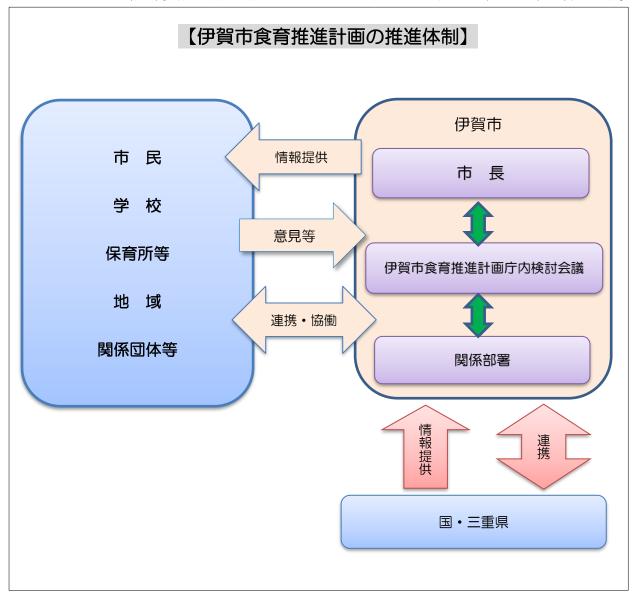
第4章 食育推進に向けた体制

(1) 多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関連する取組を行っている主体は、伊賀市はもとより、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、その他の食に関わる活動等の関係者、様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数となっています。

また、食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい仕組みづくりが重要になっています。

したがって、食育を推進する取組の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努めます。



(2) 積極的な情報提供と市民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子どもから成人、高齢者に至るまで、市民 一人ひとりによる理解と実践を促進することが何よりも重要です。 このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育の取組について、様々な機会を活用し、積極的に情報提供を行います。

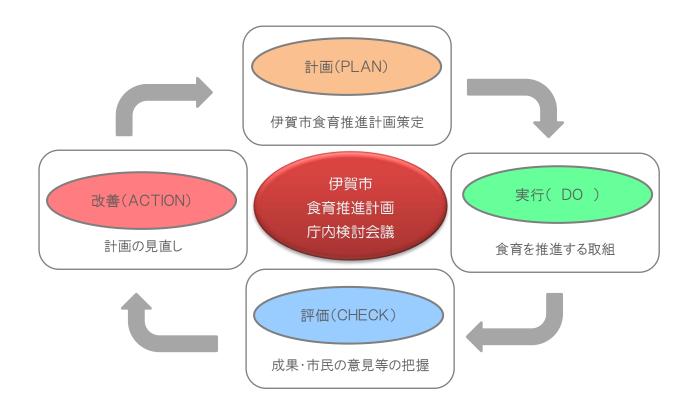
また、「広報いがし」、市ホームページ、伊賀市公式 SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用し、食育の取組を分かりやすく情報発信します。

(3) 計画の進行管理

計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取組内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。取組の評価結果に基づき課題等を把握し、改善を図ることが重要となるため、市民調査や関連する各計画の評価などで計画の目標の達成状況や現状を把握します。

計画に掲げた基本理念を実現するため、伊賀市食育推進計画庁内検討会議で取組の進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取組内容の定期的な見直しを行います。 $P1an(計画) \rightarrow Do(実行) \rightarrow Check(評価) \rightarrow Action(改善) の 4 段階を繰り返す PDCA サイクルに基づき、取組の実施状況について点検や評価を行い、取組を見直しながら、計画の着実な推進に努めます。$

「伊賀市食育推進計画」におけるPDCA サイクル



伊賀市食育推進計画での持続可能な開発目標(SDGs)の位置付け

伊賀市食育推進計画において、下記のとおり持続可能な開発目標(SDGs)を位置付け、食育を推進するための取組を行います。

(1) 家庭における食育

区分	ゴール	ターゲット
3 すべての人に 健康と福祉を	ゴール3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的	3.4:2030 年までに、非感染症疾患による若年死亡
_/^ _	な生活を確保し、福祉を促進する	率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神
νγ •		保健及び福祉を促進する
■ 管の高い教育を	ゴール4:すべての人々への包摂的かつ公正な質	4.2: 2030 年までに、すべての子供が男女の区別な
4 質の高い教育を みんなに	の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	く、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育に
		アクセスすることにより、初等教育を受ける準備
		が整うようにする。
■ がニュルが一面値も	ゴール5:ジェンダー平等を達成し、全ての女性	5.4:公共のサービス、インフラ及び社会保障政策
5 ジェンダー平等を 実現しよう	及び女児の能力強化を行う。	の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内
(₹)		における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や
•		家事労働を認識・評価する

(2) 学校・幼稚園・保育所(園) 及び認定こども園等における食育の推進

区分	ゴール	ターゲット
	ゴール3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的	3.4: 2030 年までに、非感染症疾患による若年死亡
3 すべての人に 健康と福祉を	な生活を確保し、福祉を促進する	率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神
_\/ \		保健及び福祉を促進する
· V ·		3.5:薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、
		物質乱用の防止・治療を強化する
	ゴール4:すべての人々への包摂的かつ公正な質	4.2: 2030 年までに、すべての子供が男女の区別な
	の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	く、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育に
		アクセスすることにより、初等教育を受ける準備
		が整うようにする
4 質の高い教育を みんなに		4.7: 2030 年までに、持続可能な開発のための教育
		及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平
		等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シ
		チズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開
		発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者
		が、持続可能な開発を促進するために必要な知識
		及び技能を習得できるようにする

(3)地域における食育の推進

区分	ゴール	ターゲット
3 すべての人に 健康と福祉を	ゴール3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的	3.4 : 2030 年までに、非感染症疾患による若年死亡
	な生活を確保し、福祉を促進する	率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神
_ V V ▼		保健及び福祉を促進する
	ゴール4:すべての人々への包摂的かつ公正な質	4.7 : 2030 年までに、持続可能な開発のための教育
	の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平
4 質の高い教育を みんなに		等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シ
		チズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開
		発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者
		が、持続可能な開発を促進するために必要な知識
		及び技能を習得できるようにする
働きがいも 経済成長も	ゴール8:包摂的かつ持続可能な経済成長及びす	8.9:2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・
● 経済成長も	べての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがい	産品販促につながる持続可能な観光業を促進する
	のある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を	ための政策を立案し実施する
	促進する	
11 住み続けられる まちづくりを	ゴール11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)	11.4: 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の
# 4	で持続可能な都市及び人間居住を実現する	努力を強化する

(4) 生産者と消費者の交流促進・環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

区分	ゴール	ターゲット
	ゴール2:飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄	2.4 : 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を
o mas	養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現
2 nmm を ゼロに		象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能
(((力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善さ
		せるような、持続可能な食料生産システムを確保
		し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
	ゴール8:包摂的かつ持続可能な経済成長及びす	8.4: 2030 年までに、世界の消費と生産における資
	べての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがい	源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続
8 働きがいも 経済成長も	のある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を	可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従
	促進する	い、経済成長と環境悪化の分断を図る
111		8.9 : 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・
		産品販促につながる持続可能な観光業を促進する
		ための政策を立案し実施する

11 住み続けられる まちづくりを	ゴール11:包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.a:各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する
12 つくる責任 つかう責任	ゴール 12: 持続可能な生産消費形態を確保する	12.2:2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する 12.3:2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる 12.5:2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
13 紫紫素和に 現場的な対策を	ゴール 13:気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.3: 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する